



学校安全・防災だより

【災害安全について】

みやぎ学校安全基本指針「追補版」を策定しました

このほど、「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の報告書における提言を踏まえ、今後、様々な災害から子供たちの命を守る防災体制の構築に向けて、各学校等の取組に生かせるよう、みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月発行）の「追補版」として策定しました。各学校等における防災体制や防災教育の確認・改善にお役立てください。

「追補版」で示した新たな学校防災体制構築に向けた『4つの方針』

- 1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化
- 2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成
- 3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備
- 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築

※みやぎ学校安全基本指針「追補版」は、以下のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/anzen.html>

＜学校防災アドバイザーを派遣します＞

宮城県内の学校と地域が連携した学校防災の取組等を支援するため、教育庁内に「相談窓口」を設置しました。（右図：資料参照）

防災に係る専門的な知見が必要となる場合には、専門機関等から「学校防災アドバイザー」を学校に派遣し、防災教育や防災訓練等について必要な助言を受けることができます。各校におかれましては、積極的なご活用をお願いします。

詳細については、下記お問い合わせ先へメールにて相談ください。

【お問い合わせ】 宮城県教育庁保健体育安全課 学校安全・防災班

電話：022-211-3669

メール：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/bousaisoudan.html>

＜実践研究について＞

大学等の専門機関の助言を基に、各学校の参考となる実践研究を行います。各校における実践研究の成果等は、様々な機会に広く共有していく予定です。

（実践研究例）

- ①地域や関係機関等と連携した学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の実施
- ②教職員の災害対応力を養成する校内研修の実施 等

【実践研究協力校（予定）】

丸森町立舘矢間小学校

気仙沼市立大谷小学校

石巻市立青葉中学校

宮城県涌谷高等学校

学校防災マニュアルの見直しや避難訓練した学校防災体制の構築に向けて
学校防災でのお困りごと。相談してみませんか？

学校防災の専門家「学校防災アドバイザー」の派遣が可能となりました！！

学校の教職員だけでは難しい地域の災害特性を十分に考慮した学校防災マニュアルの策定しや、地域と連携した持続可能な学校防災体制の構築等を進めるにあたって、学校防災の専門家（学校防災アドバイザー）が具体的なアドバイスを提供します。

その他、教職員の高い防災意識の醸成と災害対応力を高める校内研修の講師 など

まずは、下記の相談窓口にご相談を！！

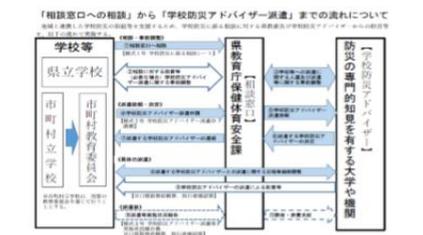
学校防災アドバイザー派遣センター 相談窓口

【相談方法】 「様式第1号 学校防災に係る相談シート」に、必要事項を記載の上、下記お問い合わせ先へメールにて相談ください。

【相談シート】<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/bousaisoudan.html>

【費用等】無料 ※詳細は、表裏参照ください。

【お問い合わせ】 宮城県教育庁保健体育安全課 学校安全・防災班 電話022-211-3669 メール hokenaa@pref.miyagi.lg.jp



教えて！！まもっぺい！！

Q 誰が利用できるの？

○ 宮城県内の公立学校、私立学校を問わず、公立学校の場合は、宮城県教育庁保健体育安全課ホームページを閲覧いただくか、電話でお問い合わせください。

Q 相談だけでもいいの？

○ 相談だけでも構いません。相談内容に応じ、専門的知見によるアドバイス等が必要な場合には、学校防災アドバイザー派遣による派遣等も検討します。その際、改めて「学校防災アドバイザー」の派遣申請書をお出しいただきます。

Q 謝金、旅費はかかるの？

○ 学校防災アドバイザー派遣に係る謝金等は、派遣先から支払われますので、学校からの負担はございません。

Q 学校防災アドバイザー派遣回数に決まっていますの？

○ 窓口への相談は、回数でも構いません。学校防災アドバイザーの派遣は、同一校で、概ね1～3回程度、1回につき、1週間程度を推奨しています。派遣後は、報告書の提出をお願いします。

【交通安全について】



「自転車安全利用条例」が4月1日（木）から施行されました

この条例は、自転車の安全利用を促して事故を防ぎ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に制定されました。

＜条例の主な内容（抜粋）＞

【自転車利用者の責務】

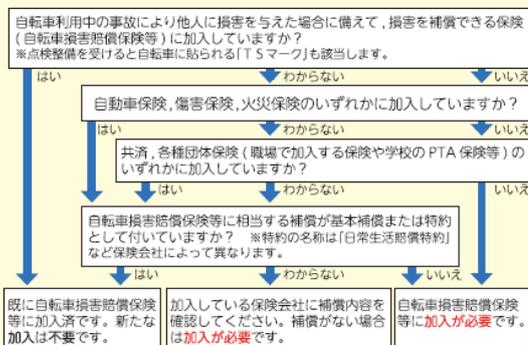
- ・ 道路交通法の遵守，他人に迷惑を及ぼさない
- ・ 歩行者への安全配慮，ヘルメットの着用
- ・ 自転車の定期的点検と必要な整備

【自転車損害賠償保険等への加入義務】

- ・ 自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は自転車損害賠償保険等に加入しなければならない

保険の加入状況を確認してみてください

自転車損害賠償保険等 加入状況確認フローチャート



自転車安全利用条例チラシより抜粋

【生活安全について】

熱中症の事故防止に努めましょう



気温が徐々に暖かくなり、熱中症の発生が心配される季節となります。各学校においては、下記を参考に熱中症の予防及び重症化を防ぐ適切な対応をお願いします。

- ①「熱中症事故防止のための運動・日常生活に関する指針」を参考にした対応（下記参照）
- ②気温や湿度などの環境条件に配慮した運動の実践
- ③こまめに水分や塩分を補給し、休憩をとること
- ④児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること
- ⑤熱中症などの健康被害が発生する可能性がある場合はマスクを外すなどの対応
- ⑥暑さ指数（WBGT）等を参考にした予防対策

＜熱中症事故防止のための運動・日常生活に関する指針＞

段階	気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	運動に関する指針	日常生活に関する指針
危険	35℃以上	31℃以上	運動は原則禁止	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する
嚴重警戒	31～35℃	28～31℃	激しい運動は中止	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する
警戒	28～31℃	25～28℃	積極的に休憩	運動や激しい作業をする際は、定期的に十分に休憩を取り入れる
注意	24～28℃	21～25℃	積極的に水分補給	激しい運動や重労働時には発生する危険性がある
ほぼ安全	24℃未満	21℃未満	適宜水分補給	

日本スポーツ協会2019・日本生気象学会2013より抜粋

＜学校における対応例＞

具体的な場面設定		
体育の授業	体育的行事等	部活動
原則中止	原則中止	原則中止
活動内容の制限	活動内容の制限	活動内容の制限
安全対策に注意して実施	安全対策に注意して実施	安全対策に注意して実施
実施	実施	実施
実施	実施	実施

「みやぎSecurityメール」の登録について

宮城県警察から地域で発生した犯罪発生情報は、「みやぎSecurityメール」からも電子メールで配信されています。地域の防犯に係る情報が素早く収集でき、児童生徒等の防犯に関する指導等にも役立ちます。



なお、「みやぎSecurityメール」の登録方法については、宮城県警察ホームページを御覧ください。